

置戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 趣 旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行され、国・都道府県・市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の策定が義務付けられました。特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた、本町全体の態勢を整備するため町行動計画を定めます。

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(H25.6.7策定)
- ・北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(H25.10.31策定)

2 新型インフルエンザ等の特徴

- ・発生の予測や阻止が困難です。
- ・町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えます。

3 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略

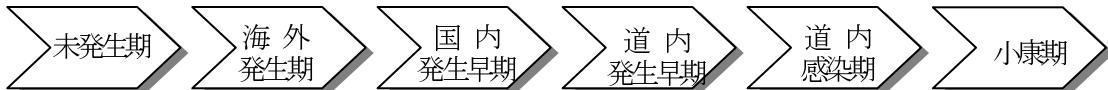
- ・感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
- ・町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小とし安定維持に努めます。

4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 柔軟な対応

- ・さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対応を講じます。

(2) 発生段階に応じた対応(基本的な対応を記載)



(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など。
- ・職場における重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討。
- ・従業員のり患等による事業者のサービス提供水準が低下する可能性の許容を町民に呼びかけ。

(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を作成するものとする。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 新型インフルエンザ等対策事実上の留意点

- (1) 国、道、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。
- (2) 基本人権を尊重し、町民への説明と理解に努めます。
- (3) 関係機関が相互に緊密に連携し、総合的な対策を推進します。
- (4) 町対策本部は、対策の実施に係る記録の作成、保存、公表をします。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(H22.10 国勢調査人口)

区分	国	北海道	オホーツク管内	置戸町
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,376,000人	77,500人	850人
最大受診者数	25,000,000人	1,075,000人	60,400人	660人
最大入院患者数	2,000,000人	86,000人	4,830人	52人
最大入院患者数／日	101,000人	4,300人	240人	2人
死亡者数 (中度)	170,000人 (感染者の0.53%)	7,000人	410人	4人
死亡者数 (重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,000人	1,550人	17人

※国、道の数値は、政府行動計画及び道行動計画における上限推計値で、管内及び町数値は、国の数値比率を基に推計

(感染者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により人口の25%が罹患すると想定、その他は米国疾病予防管理センターCDCモデル(FluAid)により推計)

7 対策推進のための役割分担

国	◇万全の態勢を整備する責務 ◇政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進 ◇ワクチン・医薬品の調査研究 ◇学識経験者の意見聴取
道	◇関係機関の対策を総合的に推進する責務 ◇地域医療体制の確保・まん延防止 ◇市町村との緊密な連携
町	◇町内における関係機関の対策を総合的に推進する責務 ◇町民へのワクチン接種、生活支援、要援護者支援 ◇道や近隣市町村との緊密な連携
医療機関	◇院内感染対策や医療資器材の確保 ◇診療継続計画の作成 ◇地域の医療機関と連携し医療の提供
指定(地方)公共機関	◇対策を実施する責務
登録事業者	◇特定接種の対象 ◇発生前から感染対策、重要業務の事業継続準備
一般事業者	◇職場の感染対策 ◇発生時の事業縮小・感染防止措置の徹底
町民	◇対策に関する知識を得るとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等感染拡大を抑えるための個人レベルの感染対策の実践 ◇食料品や生活必需品等の備蓄

8 行動計画の主要項目

区分	主な内容
(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国家の危機管理の問題として取り組み、関係機関、団体が一体となって対策を推進 ・国が緊急事態宣言を行った場合は、置戸町新型インフルエンザ等対策本部を設置
(2)サーベイランス情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生段階から道等と連携し、積極的に情報収集 ・道内の患者数増加段階では、入院患者、死亡者に限定した情報収集に切り替え ・サーベイランス情報の活用 ・鳥類、豚インフルエンザウイルス情報収集と国、道への協力
(3)情報提供共有	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で迅速に情報提供 ・予防及びまん延防止に関する情報、調査研究結果などを医療機関、事業者等に情報提供 ・感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供
(4)予防まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人において、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避けるなど、基本的な感染対策の実践周知 ・緊急事態において、国、道からの施設の使用制限要請等に協力 ・海外発生した際、帰国者の健康観察等に協力
(5)予防接種	<p>特定接種(住民接種より優先して行う)</p> <p>(ア)国が緊急の必要があると認める臨時予防接種</p> <p>(イ)対象者は、「医療の提供の業務」「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている業務従事者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員</p> <p>(ウ)基本的な接種順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者 ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ・指定公共機関の事業者(介護福祉事業者を含む) ・それ以外の事業者 <p>(エ)柔軟な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、関連事項が決定 <p>(オ)接種体制と接種方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は特定接種対象の登録事業者及び対策の実施に携わる国家公務員 ・道は対策の実施に携わる道職員 ・町は対策の実施に携わる町職員 <p style="text-align: right;">・原則として集団的接種</p> <p>住民接種</p> <p>(ア)緊急事態宣言が行われている場合、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種とし、緊急事態宣言が行われていない場合、同法第6条第3項の規定による新臨時接種</p> <p>(イ)対象者の区分／4つの群に分類され国が決定</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医学的ハイリスク者、b 小児、c 成人・若年者、d 高齢者 <p>(ウ)接種順位は、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑え、長期的な影響を考慮するなど、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方などを踏まえ国が決定</p> <p>(エ)住民接種は、町を実施主体として、原則集団的接種により実施、一斉接種、個別接種またはそれぞれを組み合わせるなど円滑に行われる接種体制を構築</p>

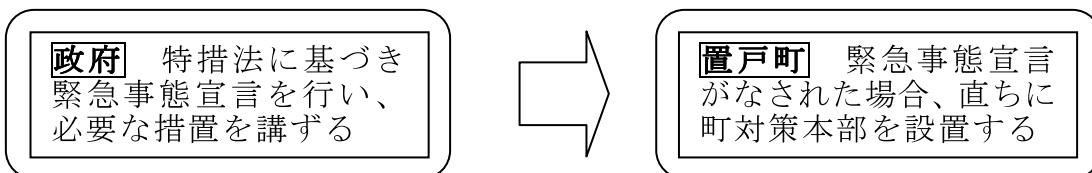
(6)医療	・町内の医療体制の確保や感染拡大の抑制については、道からの要請に応じその対策に協力
(7)町民生活 町民経済 の安定確保	・新型インフルエンザ等発生時に、町民生活、町民経済への影響を最小限にするため、道や医療機関等と連携し十分な準備を行う。 ・一般の事業者へも事前準備を行うよう働きかけ

9 発生段階の概要

(1) 発生段階の考え方

区分	国	道・町	状態
発生段階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期 ～ 国内感染期	国内発生早期 (道内未発生期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	道内感染期	道内感染期	道内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 感染拡大→まん延→患者の減少
			新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
	小康期	小康期	

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言



10 各段階における対策

区分	未発生期	海外発生期	国内発生早期	道内発生早期	道内感染期	小康期
対策の目的	・発生に備えて体制整備	・国内発生に備えて体制整備	・感染拡大ができる限り抑制 ・感染拡大に備えた体制整備	・道内の感染拡大ができる限り抑制 ・感染拡大に備えた体制整備	・健康被害を最小限に抑え医療体制を維持 ・町民生活経済への影響を最小化	・町民生活、町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	・情報交換、連携体制の確認等	・府内連絡会議開催し、情報収集分析を行い対策本部設置に向けた準備	★緊急事態宣言発令時 ・町対策本部を速やかに設置し、緊急事態に係る対策を実施 ※緊急事態宣言発令前は必要に応じ任意の対策本部を設置	★緊急事態宣言発令時 ・町対策本部を速やかに設置し、緊急事態に係る対策を実施 ・国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業所、町民に広く周知対応	・情報の集約分析等を行うとともに、道と連携し国の方針に沿った対応 ★緊急事態宣言解除 国が解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小、中止し対策本部を解散	
サーベイランス情報収集	・新型インフルエンザ等対策の情報収集	・新型インフルエンザ等に関する情報収集	・新型インフルエンザ等に関する情報の積極的収集 ・国、道等が行うサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握協力	・新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等の収集	
情報提供共有	・継続的な情報提供 ・感染予防対策の普及 ・相談窓口の設置準備	・できる限り情報提供して町民に注意喚起 ・相談窓口の設置等	・発生状況、対策ができる限りリアルタイムで情報提供、注意喚起 ・相談窓口の体制充実・強化	・利用可能なあらゆる媒体等を活用し、発生状況、対策など分かりやすくリアルタイムに情報提供、注意喚起 ・相談窓口の体制充実、強化	・第一波の終息と第二波発生に備え情報提供 ・相談窓口等体制の縮小	
予防まん延防止	・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及	・海外渡航者に対し行う情報提供・注意喚起を町民に広く周知 ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染予防、感染拡大防止対策の周知	・国、道等の感染対策の周知、取り組みに協力 ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染予防、感染拡大防止対策の周知	・感染予防対策の周知と学校、保育施設の休校措置等実施の協力 ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染予防、感染拡大防止対策の積極的周知 ★緊急事態宣言発令時 ・不要不急な外出自粛や基本的感染予防策の徹底協力 ・学校、保育所等の施設使用制限指示等の協力	・渡航者等への情報提供、注意喚起見直し内容を周知	

予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事業者の登録手続き等の協力 ・住民接種体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の準備、実施 ・住民接種の準備、接種体制の構築 ・接種体制等情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す接種順位により住民接種を開始 ・具体的な接種スケジュール、実施場所、方法、相談窓口の周知 <p>★緊急事態宣言発令時</p> <p>臨時予防接種を実施</p>	・第二波に備えた、新臨時接種・住民接種の実施	
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・道の医療に関する対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の医療に関する対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の医療体制整備等の情報収集と協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者、接触者外来や医療機関の周知などに協力 ・関係者、団体の協力を得ながら、在宅療養患者への支援 ・医療体制の情報提供 	・道の医療対策情報収集の協力
町民生活 町民経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への生活支援体制整備 ・火葬能力等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、職場における感染予防策の準備要請 ・一時的に遺体を安置できる施設の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への感染予防対策の周知協力 ★緊急事態宣言発令時 ・水の安定供給 ・サービス提供水準低下許容呼びかけ ・生活関連物資等の価格安定等 ・犯罪の予防取り締まりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への感染予防対策の周知協力 ★緊急事態宣言発令時 ・水の安定供給 ・サービス提供水準低下許容呼びかけ ・生活関連物資等の価格安定等 ・犯罪の予防取り締まりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民や事業者への呼びかけ等に協力 ★緊急事態宣言発令時 ・新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小、中止